

納税準備預金規定

1 (預金の目的、預入れ)

この預金は、国税または地方税（以下「租税」という。）納付の準備のためのもので、当金庫でいつでも預入れができます。

2 (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またその恐れが認められる場合には、受入をお断りする場合があります。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要のあるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記の有無にかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3 (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合当金庫は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額をこの預金口座元帳から引落とし、その証券類は取引店で返却します。
- (3) 前記第2項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

4 (預金の払戻し)

- (1) この預金は、預金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当金庫がやむを得ないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- (2) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に署名（または記名）のうえ、届出の印章を捺印して通帳とともに取引店に提出してください。
- (3) 前記(2)の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、この確認が出来るまでは払戻しを行いません。
- (4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、取引店は直ちに租税納付の手続をします。ただし、取引店で取扱うことのできない租税については納付先宛の当金庫振出小切手を渡します ので、それにより納付してください。

- (5) この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。
なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

5 (利 息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。)1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年 3 月と 9 月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の納税準備預金の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。
- (2) 租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合、および預金共通規定 6 (2) から (4) までの規定によりこの預金を解約する場合には、その払出日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算します。
- (3) 前記 (1) および (2) の利率は金融情勢に応じて変更します。
- (4) この利息には前記 (2) の場合を除き所得税はかかりません。

6 (納税貯蓄組合法による特例)

この預金が納税貯蓄組合法にもとづき結成された組合の組合員が行う納税準備金(以下「納税貯蓄組合預金」という。)である場合は、預金の払戻しおよび利息につき次のとおり取扱います。

- (1) 納税貯蓄組合預金は 4(1)の規定にかかわらず租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- (2) 租税納付以外の目的で払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、5 (2) の場合と同様に普通預金の利率によって計算しますが、その払戻額の合計額が当該利息計算期間中において 納税貯蓄組合法に定める一定金額以下のときは、所得税はかかりません。

7 (規定の変更等)

- (1) この預金規定にもとづく各条件等は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ホームページ、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記 (1) の変更は、公表の際に定める 相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

◎この他「預金 共通規定」をご参照ください。

以 上